

- 二 学則別表5に定める履修料
- 三 履修費等の経費を納入しなければならない授業科目にあつてはその経費
- 2 前項の手続を完了した者には、科目等履修生証を交付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前学期から継続して履修する者、本学大学院学生及び学習院大学の学生（大学院学生を含む。）については、第1項第1号の納入を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、本学大学院学生及び学習院大学の学生（大学院学生を含む。）については、第1項第2号の納入を免除する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、学習院高等科又は学習院女子高等科に在籍する者については、第1項第1号及び第2号の納入を免除する。

(規則の遵守)

**第7条** 科目等履修生は、正規課程の学生と同様に本学の諸規則を遵守しなければならない。

(改正)

**第8条** この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月28日から施行する。

## 学習院女子大学特別履修生規程

(目的)

**第1条** この規程は、学習院女子大学（以下「本学」という。）学則第41条に基づき、特別履修生に関して必要な事項を定める。

(特別履修生)

**第2条** 本学が他大学との協定に基づいて受け入れる履修生を特別履修生という。

2 特別履修生の受け入れ条件等に関しては、他大学との間で締結する協定書によるものとする。

3 特別履修生は、本学の授業科目を本学教授会（以下「教授会」という。）の許可を得て履修することができる。

4 特別履修生は、図書館司書に関する科目を履修することはできない。

5 特別履修生は、各学科の専門科目及び共通科目を除く博物館に関する科目を履修することはできない。

(規則の遵守)

**第3条** 特別履修生は、正規課程の学生と同様に本学の諸規則を遵守しなければならない。

(改正)

**第4条** この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。